

いじめ防止基本方針

本方針でめざす児童生徒像

「助け合い 高め合い 躍動する生徒」 いじめをしない、させない、許さない＝いじめの撲滅

いじめの防止等に関する基本的な考え方

○学校は子どもが長時間過ごす学びの場である。その場で、子どもの安全が脅かされることを放置しない。教職員は一体となって被害者を守り通す。
 ○子どもに「弱い者いじめをしません」と躰けるのは大人（教職員・保護者・地域）の責任である。相手の気持ちを思いやることのできる優しい人に育てる。
 ○仲間と仲良くします。思いやりの心を常に持って、みんなで力を合わせて、明るく楽しい学校にします。いじめはしません、させませんと生徒は誓いを立てて行動する。

保護者との連携

○年度初め（入学式）にいじめに関する基本的な考え方を学校と確認・共有し、大人の責任として「いじめをしない、いじめをさせない」ことを躰ける。
 ○いじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭・地域ぐるみで児童生徒を見守る。

いじめ対策委員会

○基本方針に基づく実践を行い、問題発生時には組織的に対応する中役としての役割を持つ。
 ○学校職員で構成し、必要に応じて外部及び地域関係者（SSW・SC・学校評議員・PTA役員・民生委員）が参加・協力する。

関係機関等との連携

○重大な事案が発生した場合は、速やかに五島市教育委員会に報告・相談をし、指示を仰ぎながら対処する。
 ○いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、躊躇することなく五島警察署等に通告、連携する。

		学校（教職員・児童生徒）の取組	保護者・地域の取組
①いじめの未然防止について		<ul style="list-style-type: none"> ・教職員で常に情報を共有し、子どもの変化に気づく体制をつくる。 ・いじめの定義やいじめは犯罪にあたること等、いじめに対する正確な認識を予め持たせる。 ・道徳教育を通して、自他を大切にすることを育む。 ・定期的に教育相談を行い、不安や悩みを早期解決する。 <p><生徒の姿勢> ・学校活動全体をとおして、「いじめゼロ」を実践する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめをしない、いじめをさせない」ことを躰ける。 ・常に子どもの様子の変化を見逃さない目を持つ。 ・ささいなことでも学校に相談して、子どもの不安や悩みを早めに解決する。 ・学年学級PTAや学校行事などに進んで参加して、教師や子どもとの交流を深める。 ・友人関係において、自分も友人も大切にしている関わり方ができるように助言する。
		<ul style="list-style-type: none"> ・学校の姿勢を生徒や保護者に伝え、安心して相談しやすい雰囲気づくりをする。 ・月1回の「学校生活アンケート調査」を実施する。 ・毎学期1回の定期教育相談を実施する。 ・子どもと接する機会を意識して多く持ち、情報を得る。（生徒を見取る） ・保護者や地域の声を聞く機会を積極的に持つ。 ・週2回の情報交換会で情報を共有し、週1回の生徒指導部会で、方針を定め対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・登校時の子どもの表情や体調等の変化に気を配り、気になる様子があれば、学校に連絡する。 ・子どもの活動を積極的に参観し、学校での様子を把握する。
③いじめに対する措置について	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめられた子どもから、事実関係の聴取を行う。その後、心のケアやさまざまな弾力的な措置等、いじめから守り通すための対応を行う。 ・生活アンケートを実施し、その結果を基に聞き取り対応者等の絞り込みを行う。 ・SCや必要に応じて臨時派遣SC等の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・我が子を守り抜く姿勢を見せ、子どもの話に耳を傾け、事実や心情を聞く。 ・子どもの様子について、積極的に学校と情報交換し、ささいな変化を見逃さないようにする。
	いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめられた子どもの事実関係を踏まえ、加害生徒からの加害の事実について事情聴取する。必ず、整合性を図る。（これが曖昧になるとしこりが残る） ・加害者にいじめはしないと約束をさせる。被害者に謝罪すると約束させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・加害生徒が被害生徒等にいじめの謝罪をする。 ・加害生徒保護者が、躰が不十分であったことを被害者本人と保護者に謝罪する。 ・加害生徒およびその保護者は、これからの生活において、「いじめはしない・させない」ことを誓い、実践する。
	観衆（同調者）・傍観者（無関心者）	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめを助長するようはやし立てたり、面白がったりする存在の「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の中からいじめを抑止する「仲裁者」が表れるよう指導する。 ・互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員と加害者生徒の保護者は、「いじめをさせない」ことを誓う。 ・学校側が大人の責任として、躰が不十分であったことを被害者本人と保護者に謝罪する。
④その他の取組	ネット上のいじめ対応 ・通信機器等のSNSを使って、相手を誹謗中傷する不適切な書き込み等については、削除する措置をとる。 ・必要に応じて、警察や法務局等と連携する。 認知漏れの防止 ・学校評価の項目にいじめに対する項目を設定し、自己評価を行う。結果を、生徒・保護者・地域に通信等で報告し、認知漏れを防ぐ。		